

第6回 逗子海水浴場の運営に関する検討会 概要

日時：平成30年3月19日（月）

14時30分～15時30分

場所：逗子市役所5階 第2会議室

1 開会

事務局より、逗子海水浴場の運営に関する検討会（以下「検討会」という。）は傍聴できることと、検討会メンバーの代理出席と配布資料について説明。2月に市長に提出された「平成29年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書」の内容を踏まえて、「2018年度（平成30年度）逗子海水浴場事業者・利用者ルール」の決定に向けて議論する旨の説明。

2 議題

（1） 2018年度の逗子海水浴場ルールについて

- ・事務局から資料「2018年度（平成30年度）逗子海水浴場事業者・利用者ルール（案 ver.1）」「新旧対照表」を用いて説明があり、次のとおり意見があった。
 - 「音楽イベントの禁止」は改訂し、「騒音を発生させる音楽イベントの禁止」にしてはどうか。
 - ・これまでも音楽イベントについては議論しつくされ、既に平成29年度の検討会報告書でも、今後も禁止を維持していくという方向性は確認されているため、改訂の必要はなく、音楽イベントの禁止は、音楽文化を禁止するものではないと考える。
 - ・音楽イベントのルールを緩和することは、時期尚早な話であると思う。仮に緩和を提案するとしても、海岸組合全体が主催する「地域の方が行うアコースティックライブ・フラダンス」等のイベントを、市の許可のもと行った上で、平成31年度検討会のルールの議論の場において、改めて意見を出すべきである。
→反対意見が多く「音楽イベントの禁止」についての変更は行わないこととなった。

（2） その他

- ・その他の意見としては次のとおりであった。
 - 市が緊急財政の中、平成30年度の海水浴場運営費も削減されたということだが、開設期間を短縮せずに、平成29年度と同様の運営をすることは費用的にも難しいのではないか。
→海水浴場の開設に必要な設備の設置等について、海岸組合と市で分担することで運営費削減分を補い、66日間の開設期間を確保することで調整している。

- 水上オートバイの騒音は軽減されたが今年も同様の対策を行ってほしい。
→少なくとも昨年同様の形でブイを張り、周知啓発等の対策を行う予定である。
- 数年前とは違い、海の家従業員が閉店後に街中のパトロール等も行っており、海岸組合が良い方向に向かっていると思う。検討会としての役割は十分果たされたと感じるので、検討会の規模を小さくしていくことを考えても良いのではないかと思う。
- 検討会メンバーと海の家の出店者が顔を突き合わせて、運営について協議する場を設置してほしい。
- 検討会の規模を小さくして海水浴場を運営した方が良いという意見もあるが、今の落ち着いている状況を継続していくためにも、この形での検討会の継続が必要だと考える。
- 海岸入り口通路の水たまり対策を行ってほしい。
- 砂浜の養浜について、波打ち際へ砂を持っていくことで、砂浜全体を平らにし安全に歩けるようにしてほしい。
- 水上オートバイを田越川管理通路から搬入できないようにストッパーを設置してほしい。また、富士見橋の上からユニック車で下ろすものもいるので対策してほしい。

3 その他

- ・ 逗子警察警備課より、次のとおりお願いがあった。
- 今年の9月にセーリングの世界大会が江の島から逗子海岸、葉山にかけて行われる。東京オリンピックのプレ大会という位置づけで、安全な運営体制で行いたいと考えているので、関係者の方にもご協力をお願いしたい。
- ・ 事務局から今後の予定について次のとおり説明があった。
- ルールについては、資料として配布した「2018年度（平成30年度）逗子海水浴場事業者・利用者ルール（案 ver. 1）」が本日の検討会で承認されたので、市長に報告を行う。正式に平成30年度のルールとして決定され次第、検討会メンバーへ発送する。
- 平成30年度についても、開設期間中に合同パトロールを3回程行う予定なので、参加をお願いしたい。日程等については後日改めて通知を行う。
- ・ 次回の開催について、海水浴場開設期間終了後の10月に予定することとなった。

以上